

## 【資料 1】

### 京都府南部豪雨災害（平成24年8月）に関する府議会の対応

#### 1 災害の概要等（資料1-1）

（1）発生 平成24年8月13日～14日（17日～18日にも集中豪雨）

（2）被害 人的被害 死亡1名、行方不明1名

住宅被害 床上浸水702棟 床下浸水2407棟

全壊17棟 半壊15棟 全焼1棟（落雷）

その他 非住家被害 学校16校、文化財12件

土木関連被害 河川決壊、道路崩土

農林関連被害 農地132箇所、農産物、林地

中小商工事業者被害 190件（約4億8千万円）

（3）次期定例会までの期間 37日（平成24年9定開会 9/19）

#### 2 府議会の対応

##### （1）開会までの対応

###### ア 被害等の報告聴取

① 議会運営委員会理事会 平成24年8月22日

② 閉会中の常任委員会

（8月21日、9月12日） 府民生活・厚生

（8月22日） 農商工労働、文教、建設交通、警察

###### イ 国への緊急要望（資料1-4）

（平成24年8月26日 防災担当大臣あて議長名）

##### （2）9月定例会中の対応

###### ア 全員協議会開催（招集日：9月19日）

###### イ 関係補正予算の先行議決（資料1-2、1-3）

補正額：24億3100万円

招集日に本会議を休憩し、委員会審査の後、議決

###### ウ 意見書可決（閉会日：10月5日）（資料1-5）

京都府南部豪雨に伴う災害対策に関する意見書・・・全会一致

## 【参考資料一覧】京都府南部豪雨災害関係

- 資料 1－1 京都府南部豪雨による被害状況等について 1  
(平成24年9月18日09時現在)  
(出典：危機管理・防災関連情報（京都府HP))
- 資料 1－2 平成24年度9月補正予算案の概要（抜粋） 5  
(出典：京都府予算の概要（京都府HP))
- 資料 1－3 平成24年9月京都府議会定例会提出議案知事説明要旨（抜粋） 9  
(出典：京都府予算の概要（京都府HP))
- 資料 1－4 京都府南部豪雨による災害対策に関する緊急要望 11  
(平成24年8月26日付け 防災担当大臣あて議長名)
- 資料 1－5 京都府南部豪雨に伴う災害対策に関する意見書 12  
(平成24年10月5日可決)
- 資料 1－6 平成24年9月定例会全日程 13

# 資料 1 - 1

## 京都府南部豪雨による被害状況等について

(平成24年9月18日09時現在)

### 1 雨量状況

8月14日の宇治地域における3時間最大雨量は186mmに達し、戦後最大降雨の昭和28年台風第13号豪雨時(109mm)を上回る過去最大雨量

<8月13日～14日>

(1) 時間雨量	京田辺市天王大尾 精華町菱田 城陽市寺田	86mm(14日 6時～7時) 86mm(14日 6時～7時) 79mm(14日 5時～6時)
(2) 累加雨量	城陽市寺田 宇治市宇治若森 八幡市八幡東島	332mm(13日21時～14日13時) 307mm(13日20時20分～14日15時) 289mm(13日20時10分～14日15時)

<8月17日～18日>

(1) 時間雨量	宇治市宇治若森 八幡市八幡東島 宇治市宇治若森	38mm(18日16時～17時) 29mm(17日19時～20時) 27mm(17日20時～21時)
(2) 累加雨量	宇治市宇治若森 宇治市宇治若森 八幡市八幡東島	54mm(18日15時～19時) 49mm(17日19時～22時) 39mm(17日18時～21時)

### 2 被害状況

(1) 人的被害 死亡1名、行方不明1名(宇治市志津川 家屋流出)

(2) 住宅被害

床上浸水 (13日～14日)	宇治市591棟、城陽市46棟、八幡市28棟、精華町15棟、 大山崎町9棟、京都市伏見区2棟、京田辺市1棟、
(17日～18日)	宇治市9棟 (計701棟)
床下浸水 (13日～14日)	宇治市1,439棟、城陽市515棟、八幡市280棟、精華町53棟、 京都市伏見区52棟、木津川市17棟、大山崎町15棟、 久御山町10棟、京田辺市3棟
(17日～18日)	宇治市9棟 (計2,393棟)
住宅損壊 (13日～14日)	宇治市 全壊16棟、半壊15棟、全焼1棟(落雷) 宇治田原町 全壊1棟

(3) 非住家被害

・学校等 府立学校3校、宇治市9校、城陽市1校、京田辺市3校  
・文化財 3市3町 12件(平等院、石清水八幡宮等) 等

(4) 土木関連被害

(府管理分)  
・河川欠壊 弥陀次郎川、志津川 等  
・道路崩土等 二尾木幡線、大津南郷宇治線 等

(5) 農林関連被害

農地132箇所、農産物53.4ha、林地被害28箇所 等

(6) 中小商工事業者被害

約190件 [ 中小企業応援隊による被災中小企業(ゴルフ場等サービス業を含む)  
からの聞き取り ]

### 3 対応状況

#### (1) 災害救助法の適用

適用市町村：宇治市

適用日：8月14日

適用基準：災害救助法施行令第1条第1項第4号（多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けた恐れが生じた場合で、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること）に該当することによる。

救助の内容：避難所の設置、炊出・食品供与、飲料水供給、生活必需品の給与、医療、住宅応急修理、学用品の給与、障害物除去

#### (2) 被災者生活再建支援法の適用（全国制度）

適用市町村：宇治市

適用日：8月14日

適用基準：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）に該当（宇治市は人口10万人以上30万人未満であることから、滅失100世帯以上で同号に該当。）することによる。

（滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）

※府内での適用は平成16年の台風23号以来。

支援金：（基礎支援金）全壊世帯100万円、大規模半壊50万円  
（加算支援金）住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円

#### (3) 地域再建被災者住宅等支援事業の実施（府・市町村制度）【本議会議上程中】

適用市町村：府内市町村（被災者生活再建支援法適用有無問わず）

##### ○地域再建被災者住宅等支援補助金

対象者	・府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者 ・府内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする者			
対象経費	被災住宅の解体経費、住宅再建経費（建替、購入、補修、賃借）等			
補助限度額	被害区分	全壊	大規模半壊	半壊
	支援法適用地域 (支援法支援金との合計額)	150万円 (450万円)	100万円 (350万円)	150万円 (150万円)
	支援法適用外地域	300万円	250万円	150万円
				50万円

※半壊、床上浸水の場合、賃借経費は対象外

##### ○地域再建被災者住宅等融資

	建設資金融資	改良資金融資
対象者	府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者	
工事対象	府内での住宅建替・購入	住宅補修
利率	5年間無利子 6年目以降 低利	5年間無利子 6年目以降 低利
限度額	700万円	450万円
償還期間	25年以内（据置期間3年）	10年以内（据置期間3年）

#### (4) 道路の復旧状況

##### 【現在通行止路線】

- ・宇治木幡線（宇治田原町郷ノ口～同町高尾、（宵待橋））  
9月1日から緊急車両の通行は可能、一般車両は大津南郷宇治線の規制解除に合わせて規制を解除する見込み。
- ・大津南郷宇治線（滋賀県境～天ヶ瀬ダム）  
9月1日から緊急車両の通行は可能、一般車両は滋賀県側の復旧作業状況を確認し、早期に通行規制を解除するよう調整を進める。

##### 【仮復旧路線、（区間）、【復旧見通し】】

- ・二尾木幡線（炭山～木幡）  
8月27日からスクールバス・普通車通行可能、9月10日には降雨による土砂流出を防止するため、仮設防護柵の設置完了。

#### (5) 河川の復旧状況

##### 【弥陀次郎川】

欠壊箇所の鋼矢板の打ち込みが8月22日未明に完了し、河床張コンクリートを8月25日に打設して、被災前のように川の水が下流に流れるようになった。  
9月1日に堤内盛土が完了。

##### ○府域の天井川（23河川）の安全点検

- ◇第1次点検（8月17日（金）～20日（月））  
(点検内容) 護岸の崩壊、クラックによる変状、漏水、河道堆積等の有無を目視点検
- ◇第2次詳細点検（8月22日（水）～8月24日（金））  
(点検内容) 石積及び河床等に着目した詳細調査

##### ○天井川に関する技術検討委員会

堤防決壊メカニズムの解明及び安全性向上策の検討等を行うため、学識経験者等の専門家による委員会開催。  
9月1日（土）に第1回を開催

##### ○弥陀次郎川における豪雨災害に係る住民説明会（9月5日（水））

##### 【志津川】

- ・8月21日 志津川で倒壊の恐れがある家屋周辺にて土嚢設置完了
- ・9月18日 志津川上流部における堆積土砂の撤去完了

##### 【池ノ尾川】

- ・8月20日 池ノ尾川で土砂撤去完了

#### (6) 被災農家等への対応

- ・山城地域の全農家を対象に農産物の適正な復旧管理作業が行われるよう「大雨後の対策に係る技術情報」を発信 8月14日（第1版）、8月15日（第2版）
- ・被災農家へ現地巡回指導や被害状況に応じた技術等の相談・指導を実施

#### (7) 被災中小企業への対応

##### 【相談窓口の設置】

- ・災害発生の翌日から中小企業応援隊による管内の訪問を開始
- ・8月15日 「南部大雨対応中小企業相談窓口」を設置  
(山城広域振興局、南部の商工会・商工会議所、保証協会計20カ所)
- ・9月14日までに、窓口に83件の相談。その他応援隊による407件の相談に対応

## 4 支援状況

業 務	期 間	支 援 機 関
救助活動・行方不明者捜索活動	8月14日(火)～	陸上自衛隊(16日まで)、警察、消防団等
ヘリによる物資輸送業務	8月14日(火)、15日(水)	陸上自衛隊、京都市消防局
ヘリによる医療機関搬送業務	8月14日(火)、15日(水)、9月5日(水)	大阪府ドクターへリ
災害派遣医療業務(DMATT)	8月14日(火)～16日(木)	京都DMAT(京都第一赤十字病院、京都市立病院、京都医療センター)
被災状況調査	8月14日(火)～30日(木)	国土交通省(テックフォース)
路面清掃業務	8月15日(水)～21日(火) 27日(月)、28日(火)	国土交通省京都国道事務所
消毒作業	8月15日(水)～24日(金)	府、府内市町村
ボランティア	8月15日(水)～	延べ3,265人うち府職員約130人 (9月16日現在)
医療救護業務	8月16日(木)～26日(日)	京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、宇治久世医師会、宇治病院、第二岡本総合病院
連絡調整・相談等業務 (税務、住宅再建等)	8月18日(土)～	府
建物被害調査、り災証明発給・交付事務	8月27日(月)～	京都大学防災研究所の協力 (府、府内市町村、東京都、東京都市区町村、山口県宇部市、(財)京都府建築士会宇治支部)

# 平成24年度 9月補正予算案の概要

京 都 府



## 補正予算案の内容

### 今回の補正予算のポイント

8月発生の府南部豪雨災害の復旧をはじめ、災害や交通事故から府民生活の安心・安全を守る対策を中心に、補正予算を編成

#### 府民生活の安心・安全を守る対策

- 府南部豪雨災害への対応
  - ◆社会基盤の復旧
  - ◆被災者生活再建への支援
  - ◆文化財等の復旧
  - ◆災害防止対策

- 子ども達の通学路の安全を守る対策

- 原子力災害、地震から府民生活を守る対策

# 府民生活の 安心・安全を守る対策



## 府南部豪雨災害への対応

社会基盤の復旧

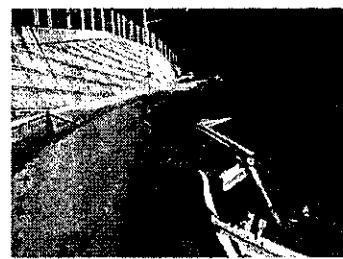
1,450百万円

◆被災した河川、道路、林道、農地・農業用施設を  
早期に復旧

### 復旧箇所

- 河川 弥陀次郎川、志津川、戦川
- 道路 二尾木幡線、大津南郷宇治線、国道163号
- 林道 炭山線
- 農地・農業用施設 畦畔、水路・農道等

ほか



## 被災者生活再建への支援

地域再建被災者住宅等支援事業費

262百万円

### ◆被災した住宅の再建を市町村と連携して支援

- ① 住宅の建替、購入等にかかる経費の1／3を支援
- ② 「全壊」の被害を受け、住宅を建て替えた場合  
→全国制度と併せて、最大450万円を支援

【近年の災害では全国トップの支援】

### ◆被災した住宅の再建等に要する資金を融資

【5年間無利子】

農作物生産確保緊急対策事業費

18百万円

### ◆被害を受けた農作物の樹草勢回復、病害防除等を支援 〔対象品目〕

地域の基幹的農作物：九条ねぎ、みず菜、宇治茶

5

## 文化財等の復旧

文化財災害復旧事業費

8百万円

### ◆国及び府指定文化財の災害復旧支援

〔対象〕石清水八幡宮、平等院、萬福寺 他

## 災害の防止対策

天井川安全確保対策事業費

434百万円

### ◆現在、水位計が未設置の天井川(16河川)に、水位計を設置し、監視体制を強化

### ◆二次にわたる 天井川(府内23河川) の点検に基づき、浚渫、護岸補修工事等を実施

### ◆弥陀次郎川については、天井川部の切り下げ改修を追加実施

6

## 府税等の減免による支援

### 府税、手数料等の減免

◆被災者の生活再建を支援するための府税等の対応

- ①府税等の減免・徴収猶予
- ②災害により滅失した証明書や免状の再交付手数料の減免

### 府営住宅への受入

◆被災者の一時避難として活用

→府営住宅使用料を減免【当面 H24年度末まで】

7



## 補正予算の規模

一般会計 3,796百万円

[ 災害関連 2,431百万円 ]  
その他 1,365百万円

9月補正後予算額 899,085百万円

[ 参考 : 23年9月補正後 917,899百万円 ]

# 資料 1～3

## 平成24年9月京都府議会定例会提出議案知事説明要旨（抜粋） (24.9.19)

本日、ここに9月定例府議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

はじめに、去る8月の府南部地域を中心とした記録的な豪雨は、京都府に甚大な被害をもたらしました。ここに、被災されました府民の皆様に対し、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられました方の御冥福を、心からお祈り申し上げます。

今回の集中豪雨は、宇治市が災害救助法の適用地域となるなど、平成16年10月の台風23号以来の大規模な被害をもたらしました。京都府といたしましては、8月13日の大雨・洪水警報発令と同時に警戒本部を立ち上げ、発災後ただちに自衛隊に災害派遣要請を行うとともに、被災地支援のために災害対策本部を設置して、被災者の救援、交通の回復、土砂の除去など、関係機関や被災市町と連携し、数多くのボランティアの方々の協力も得ながら、全庁を挙げて所要の対策を迅速に講じてまいりました。今後とも、被災された方々の生活再建支援や社会基盤の復旧を進め、地域の一日も早い復興と安心・安全の確保に向け、全力を尽くす決意であります。

それでは、ただ今議題となりました第1号議案平成24年度京都府一般会計補正予算ほか20件の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案は、ただ今申し上げました府南部豪雨災害に関する一般会計予算の補正であります。

以下、その歳出予算につきまして、概要を御説明申し上げます。

まず第1は、社会基盤の復旧についてであります。

今回の集中豪雨で欠壊した河川や崩落した道路、さらには農地等の災害復旧事業として、14億5,000万円を計上し、地域を支える社会基盤の復旧に全力を挙げて取り組んでまいります。

第2に、被災者の生活再建支援についてであります。

被災された方々の生活を早期に再建し、地域の活力を取り戻す上で、住宅の再建は、非常に重要な課題であります。この住宅再建の支援につきましては、全都道府県と国が財源を拠出して創設した「被災者生活再建支援制度」があるものの、その支援対象が災害救助法の適用地域における全壊、大規模半壊となった住宅の再建に限定されるなど、必ずしも十分なものとなっていないところであります。現在、その改善について国へ要望しておりますが、その見直しには時間を要することから、京都府として独自の支援策を講じることとし、再建費用の3分の1を公費で支援することを基本として、全壊の場合には、全国制度と併せて450万円を上限に支援するとともに、全国制度の対象にならない地域や床上浸水などの被害を含め、近年の災害では全国トップ水準の支援を講じることとし、地域再建被災者住宅等支援事業に、2億6,200万円を計上しております。

さらに、南部地域の基幹的農作物であります、九条ねぎやみず菜、宇治茶について、その生育の回復や病害防除等を行う農家を支援するため、農作物生産確保緊急対策事業として1,800万円を計上しております。

第3は、文化財等の復旧についてであります。

石清水八幡宮や平等院、萬福寺などの国及び府指定文化財や、府立学校施設、社会福祉施設の災害復旧に4,300万円を計上し、早期の復旧を図ることとしております。

第4は、今後の災害防止対策についてであります。

今回の豪雨災害を受け、府内の天井川23河川について、二度にわたる点検を行い、その点検結果に基づいた安全対策工事等を行うとともに、すべての天井川に水位計を設置し、監視体制を強化してまいります。また、弥陀次郎川について、天井川部の切り下げ改修を前倒しで行ってまいります。

以上が、府南部豪雨災害に関する歳出予算の概要であります。

これらに係る一般会計の補正予算額は、24億3,100万円となり、その財源といたしましては、国庫支出金、府債等の特定財源が18億3,600万円、一般財源として基金繰入金5億9,500万円を計上しております。

# 資料 1 - 4

## 京都府南部豪雨による災害対策に関する緊急要望

8月13日から14日にかけて京都府南部地域を局地的に襲った豪雨により、死者1名、行方不明1名のほか、天井川の決壊、市街地における大規模浸水の発生、山間部集落の孤立、農林業被害など、甚大な人的、物的被害がもたらされた。

被災地においては、府及び被災市町が協力し、全力を挙げて応急措置を講じるとともに、被災者の支援と災害復旧に取り組んでいるところであるが、被災地の復旧及び被災者の生活再建のためには、地方自治体による対応だけでなく国による迅速かつ強力な支援が不可欠である。

よって、国におかれでは、被災地の復旧をはじめとした災害対策に必要な支援措置について、特段の配慮を強く要望する。

平成24年8月26日

防災担当大臣 中 川 正 春 様

京都府議会議長 近 藤 永太郎

## 京都府南部豪雨に伴う災害対策に関する意見書

去る8月13日から京都府南部を襲った記録的な豪雨により、天井川の欠壊や市街地における大規模浸水が発生し、尊い命が失われるとともに、山間部集落の孤立、多数の家屋や農地・道路・河川をはじめとする社会資本の損壊など、甚大な被害がもたらされた。

現在、京都府においては、甚大な被害を受けた宇治市に災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用するほか、府、被災市町及び関係機関の連携の下、被災者への支援、復旧等に最大限の努力をするとともに、被災した住宅本体等の再建に要する経費を補助する府独自施策などに全力を挙げて取り組んでいるところである。

しかしながら、被災地の復旧及び被災者の生活再建のためには、地方自治体による対応だけでなく国による強力な支援が必要である。

については、国におかれでは、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害の未然防止のため、次の事項について、必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1 被災した道路、河川等の公共土木施設、農地、林道等の農林施設や山腹崩壊地等の災害復旧に対して支援を行うこと。
- 2 一級河川弥陀次郎川等天井川に係る災害防止のため、重点的に事業を促進すること。
- 3 低平地の浸水対策のため、重点的に事業を促進すること。
- 4 住宅の再建等被災者の生活再建のため、被災者生活再建支援法に基づく支援制度の対象の拡大や支給額の引上げ及び被害認定等において柔軟な運用を行うこと。
- 5 京野菜や宇治茶などの農業被害について、経営意欲を後退させない特別措置を講じること。
- 6 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。
- 7 被害の復旧に要する経費に対し、特別交付税をはじめとする特段の財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月5日

衆議院議長	横 路 孝 弘	殿
参議院議長	平 田 健 二	殿
内閣総理大臣	内 野 田 彦 二	殿
総務大臣	樽 床 伸 二	殿
財務大臣	城 岛 光 力	殿
厚生労働大臣	三 井 康 雄	殿
農林水産大臣	郡 司 彰 雄	殿
経済産業大臣	枝 野 幸 彰	殿
国土交通大臣	羽 田 雄 一 郎	殿
防災担当大臣	下 地 幹 郎	殿

京都府議会議長 近 藤 永太郎

# 資料 1 - 6

平成24年9月定例会全日程

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	備 考
9. 19	水	開 会	議会運営委員会 常任委員会	全員協議会
20	木			(議案熟読)
21	金	休 会		(議案熟読)
22	(土)	(秋分の日)		
23	(日)			
24	月	代 表 質 問		
25	火	代 表 質 問		請願受理期限
26	水	一 般 質 問		
27	木	一 般 質 問		
28	金	一般質問・質疑	議会運営委員会	
29	(土)			
30	(日)			
10. 1	月	休 会	常任委員会	
2	火		常任委員会	
3	水		特別委員会	
4	木		議会運営委員会	(議員団会議)
5	金	閉 会	議会運営委員会	

(会期：17日間)